教高第4127-5号

令和２年３月23日

府立学校　校長・准校長　様

教育振興室長

府立学校における臨時休業及び春季休業期間中の教育活動等について（通知）

令和２年３月23日から４月７日までの期間の教育活動等（部活動を含む。）については、令和２年３月16日付け教高第4127-4号「府立学校における臨時休業及び春季休業期間中の教育活動等について（通知）」において、「（３つの原則に留意したうえ）行うことができる」としたところですが、３月20日の大阪府コロナ対策本部会議において、これが再検討され、「行わないこととする」ことが決定されました。

このことを踏まえ、改めて下記のとおりとしますので、別添の教育長メッセージ等と併せて貴校教職員、児童生徒等及び保護者に周知するとともに適切に対応願います。

記

１　府立高等学校

令和２年３月23日から４月７日までの期間においては、授業又は行事等の教育活動等（部活動を含む。）を行わないこととする

２　府立支援学校及び府立中学校

令和２年３月24日までの臨時休業期間及び３月25日から４月７日までの期間においては、授業又は行事等の教育活動等（部活動を含む。）を行わないこととする

　　　なお、３月23日から４月７日までの間に、合格者や入学予定者向けの説明会、物品購入、新入生の検診等を実施する際には、以下の＜参考＞に示すこれまでの通知等において指示した実施形態等や、３つの原則（換気をする、人の密度を下げる、近距離での会話や発生を避ける。）に引き続き留意すること。また、４月８日以降の学校再開の可否については、文部科学省の基準に照らしながら、４月３日までに改めて通知します。

＜参考＞これまでの通知等　　※（２）については、府立高等学校及び府立中学校にのみ通知。

（１）２月28日付け教高第4071-3号「新型コロナウイルス感染症に係る学校行事等の対応について（通知）」

（２）３月9日付け教保第2757号「新型コロナウイルス感染症に配慮した結核検診・心臓一次検査の実施及び結核検診・心臓検診（一次及び二次検査）・尿検査の日程について（通知）」

（３）３月10日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための府立学校における一斉臨時休業に関するQ＆A集（３月10日時点）」

（４）３月18日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための府立学校における一斉臨時休業に関するQ＆A集（３月18日時点）」《注：Qの52～55の部活動に係る記載を除く》

【問合せ先】　高等学校課　学事グループ

林田　照男　・　三好　由美

　　　　　　　　電話　06-6944-6887

支援教育課　学事・教務グループ

田路　早苗　・　内藤　孝彦

　　　　　　　　電話　06-6941-0618

　　　　　　　保健体育課　競技スポーツグループ

　　　　　　　　木場　恒樹　・　澤田　佳典

電話　06-6944-6904